

布袋中学校 昭和61年度卒業生同窓会 規約

平成23年6月20日作成

第1章 総則	第1条	名 称	本会は「亥子（いいね）布袋中61会」（イイネ 軒仔ウ 助イ効イ）と称する。
	第2条	事務局	本部及び事務局を名古屋市中川区十一番町四丁目11の3の511に置く。
	第3条	目 的	本会は布袋中学校昭和61年度（40期生）に卒業した者により構成され、同窓生による同窓会及び地域貢献の一環として布袋中学校はもとより布袋小学校・布袋北小学校へ支援活動を行うことを目的とする。
	第4条	活 動	本会は第3条の目的を達成するため執行部の決議により以下の活動を行う。 ・同窓会ならびに各種催し物 ・母校への支援活動 ・その他役員会が適当と認めた活動
第2章 会員	第5条	会員	本会の会員は下記の通りとする。 正会員 布袋中学校昭和61年度（40期生）に卒業した者。
第3章 役員	第6条	役員会	本会の役員会は下記の役員をもって構成する。（人数は最大人数） 会長 1名 副会長 2名 会計 2名 書記 2名 会計監査 2名
第4章 会議	第7条	役員会の職務	役員会を構成する各役員の職務は下記の通りとする。 会 長 本会の会務を総括し本会を代表する。 副会長 会長を補佐し会長に事故のあるときはその職務を代行する。 書 記 役員会の議事録を作成保管し会報を編集する。 会 計 本会の会計を司り、通帳の保管及び会計帳簿を作成し維持する。 会計監査 本会の会計及び財産の監査をする。
		執行部	役員会及び役員会スタッフをもって構成する。 役員会スタッフは執行部が機能する人数とする。
		執行部の職務	本会の運営を円滑に遂行できるように取り計らうようにする。また全てにおいて最終決定の権利を司る。
	第8条	会 議	本会の会議は、役員会議、執行部会議、全体会議とする。原則として会議は会長が召集する。 (1) 役員会議 会長が認めたとき、または役員からの請求があったときに会長が召集し、本会の運営に必要な業務を行う。 (2) 執行部会議 会長が認めたとき、または役員及び役員会スタッフからの請求があったときに会長が召集し、本会の運営に必要な業務を行う。 (3) 全体会議 総体的な議決事項が生じた場合等に、会長が執行部及びクラス委員を召集する。
第9条	会 計	本会の運営は会費収入及びその他の収入をもってこれに当てる。 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	
第5章 会計	第10条	会 費	本会会費は15,000円とし一括納入する。ただし、財源が不足している場合はこの限りではない。会費は運営および通信費等に当てる。
第6章 情報	第11条	個人情報の管理	収集した住所・電話番号・Eメールなどの個人情報は執行部が管理する。執行部以外の者がクラス会等において利用する場合、執行部承認の下、目的外利用をしない誓約書を交わし、必要部分のみ開示することとする。
第7章 雑則	第12条	雑 則	会長は役員会に諮って本会運営に必要な細則、内規を定めることができる。
第8章 細則	第13条	会 計	(1)帳簿として現金出納帳・普通預金通帳（出納帳を兼ねる）を備える。 (2)収支計算書を作成し、執行部の承認を得る。 (3)領収証・払込取扱票の保存は5年間とし、廃棄は守秘義務に基づき情報の外部流出を防ぐ処理を施す (4)費目については次の費目を設ける。但し、これらの費目に不適切な多額の支出が発生した場合には適切な費目を設ける。（詳細については内規に定める。） 1. 同窓会費 2. 会議費 3. 事務費 4. 雑費 5. 寄付金 (5)役員改選後、通帳の代表者変更は新会長・新会計が行うこととする。